

第100期 中間決算公告

平成22年12月3日

福岡市中央区天神二丁目13番1号

株式会社 福岡銀行

取締役頭取 谷 正明

中間貸借対照表（平成22年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	221,057	預 金	7,142,708
買入金銭債権	74,977	譲渡性預金	341,786
特定取引資産	2,383	コールマネー	77,235
有価証券	1,906,404	債券貸借取引受入担保金	21,591
貸出金	6,434,441	特定取引負債	4
外国為替	6,180	借入金	621,802
その他資産	104,149	外国為替	657
有形固定資産	141,472	社 債	90,000
無形固定資産	5,740	その他負債	70,171
繰延税金資産	57,797	未払法人税等	326
支払承諾見返	42,147	リース債務	995
貸倒引当金	△ 98,496	資産除去債務	77
		その他の負債	68,772
		利息返還損失引当金	1,008
		睡眠預金払戻損失引当金	2,728
		その他の偶発損失引当金	922
		再評価に係る繰延税金負債	32,154
		支 払 承 諾	42,147
		負債の部合計	8,444,918
		（純資産の部）	
		資 本 金	82,329
		資本剰余金	60,480
		資本準備金	60,479
		その他資本剰余金	1
		利益剰余金	238,148
		利益準備金	46,520
		その他利益剰余金	191,627
		固定資産圧縮積立金	501
		別途積立金	144,220
		繰越利益剰余金	46,905
		株主資本合計	380,958
		その他有価証券評価差額金	38,285
		繰延ヘッジ損益	△ 12,221
		土地再評価差額金	46,313
		評価・換算差額等合計	72,377
		純資産の部合計	453,336
資産の部合計	8,898,255	負債及び純資産の部合計	8,898,255

中間損益計算書

平成22年4月 1日から
平成22年9月30日まで

(単位：百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		85,294
資 金 運 用 収 益	66,795	
(うち貸出金利息)	(55,605)	
(うち有価証券利息配当金)	(10,208)	
役 務 取 引 等 収 益	15,166	
特 定 取 引 収 益	49	
そ の 他 業 務 収 益	2,506	
そ の 他 経 常 収 益	776	
経 常 費 用		62,285
資 金 調 達 費 用	10,991	
(うち預金利息)	(3,809)	
役 務 取 引 等 費 用	7,440	
そ の 他 業 務 費 用	404	
営 業 経 費	37,062	
そ の 他 経 常 費 用	6,386	
経 常 利 益		23,008
特 別 利 益		1,656
償 却 債 権 取 立 益	1,656	
特 別 損 失		284
固 定 資 産 処 分 損	67	
減 損 損 失	167	
そ の 他 の 特 別 損 失	49	
税 引 前 中 間 純 利 益		24,380
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	64	
法 人 税 等 調 整 額	10,011	
法 人 税 等 合 計		10,076
中 間 純 利 益		14,304

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前期末と当中間期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当中間期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

また、変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた結果、引き続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間期末においては、合理的に算定された価額をもって中間貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格等をもって中間貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は8,497百万円増加、「繰延税金資産」は3,432百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は5,064百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来のキャッシュ・フローを、国債の利回り曲線に基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回りが主な価格決定変数であります。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～50年

その他 2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、原則としてリース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者等で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間におけるデフォルト件数から算出したデフォルト率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 67,861 百万円であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。なお、当中間期末においては、年金資産の額が、退職給付債務から未認識項目の合計額を控除した額を超過しているため、前払年金費用として中間貸借対照表の「その他資産」中の「その他の資産」に計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	発生年度に全額を処理。
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理。

(3) 利息返還損失引当金

利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息等の返還請求に備えるため必要な額を計上しております。

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(5) その他の偶発損失引当金

その他の偶発損失引当金は、業務上発生する可能性のある偶発損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号。以下「業種別監査委員会報告第 24 号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号。以下「業種別監査委員会報告第 25 号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

（資産除去債務に関する会計基準）

当中間期から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第 18 号平成 20 年 3 月 31 日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 21 号平成 20 年 3 月 31 日）を適用しております。

これにより、経常利益は 8 百万円、税引前中間純利益は 57 百万円減少しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式(及び出資金)総額(親会社株式を除く) 5,199百万円
2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に合計192,939百万円含まれております。
無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は409,734百万円、当中間期末に当該処分をせずに所有しているものは45,704百万円であります。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は5,379百万円、延滞債権額は124,119百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は312百万円であります。
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は36,543百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は166,354百万円であります。
なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、40,354百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	2,454百万円
有価証券	824,811百万円
その他資産	85百万円

担保資産に対応する債務

預金	35,081百万円
債券貸借取引受入担保金	21,591百万円
借入金	486,900百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券289,708百万円、その他資産12百万円を差し入れております。

子会社、子法人等及び関連法人等の借入金等にかかる担保提供資産はありません。

また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は8百万円、保証金は1,773百万円であります。

なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。

9. 当座貸越契約及び貸付金等に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、2,422,505百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が2,288,810百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める算定方法に基づき、地価税法に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の時価（路線価）を基準として時価を算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 34,463百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額 55,357百万円
12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金131,200百万円が含まれております。
13. 社債は、期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）90,000百万円であります。
14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は26,834百万円であります。
15. 1株当たりの純資産額 612円65銭
16. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ（10）に規定する単体自己資本比率 12.74%

（中間損益計算書関係）

1. 「その他の経常費用」には、貸倒引当金繰入額5,162百万円を含んでおります。
2. 1株当たり中間純利益金額 19円33銭

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の「商品有価証券」、並びに「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券（平成 22 年 9 月 30 日現在）

	種類	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	110,231	121,418	11,186
	社債	27,180	28,814	1,634
	その他	44,706	44,858	151
	小計	182,119	195,091	12,972
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	5,678	5,673	△5
	小計	5,678	5,673	△5
合計		187,797	200,764	12,966

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成 22 年 9 月 30 日現在）

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（中間貸借対照表計上額 子会社株式 3,624 百万円、関連会社株式 1,550 百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券（平成 22 年 9 月 30 日現在）

	種類	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	53,017	27,330	25,686
	債券	1,352,037	1,315,287	36,750
	国債	752,674	733,068	19,606
	地方債	22,039	21,022	1,017
	社債	577,322	561,196	16,126
	その他	209,533	198,267	11,266
	小計	1,614,588	1,540,885	73,702
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	17,736	24,186	△6,449
	債券	30,833	30,902	△68
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	30,833	30,902	△68
	その他	87,412	90,480	△3,067
	小計	135,983	145,568	△9,585
合計		1,750,571	1,686,454	64,117

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)
非上場株式	7,744
非上場外国証券	30
その他	5,471
合計	13,245

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額は、220百万円（うち債券220百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に以下のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落又は、時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移等

なお、破綻先とは、破産、特別清算、手形取引所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社であります。要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	57,147 百万円
税務上の繰越欠損金	22,427
退職給付引当金	6,157
有価証券償却	9,841
減価償却	1,903
その他	14,226
繰延税金資産小計	111,704
評価性引当額	△16,695
繰延税金資産合計	95,009
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△25,831
退職給付信託設定益	△10,836
固定資産圧縮積立金	△534
その他	△9
繰延税金負債合計	△37,211
繰延税金資産の純額	57,797 百万円

信託財産残高表

(平成22年9月30日現在)

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
有 価 証 券	297	金 銭 信 託	380
現 金 預 け 金	83		
合 計	380	合 計	380

注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 元本補てん契約のある信託については、平成22年9月30日現在取扱残高がありません。

中間連結貸借対照表 (平成22年9月30日現在)

(単位: 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	221,774	預 金	7,135,919
買 入 金 銭 債 権	83,079	譲 渡 性 預 金	322,586
特 定 取 引 資 産	2,383	コールマネー及び売渡手形	77,235
有 価 証 券	1,904,523	債券貸借取引受入担保金	21,591
貸 出 金	6,429,650	特 定 取 引 負 債	4
外 国 為 替	6,180	借 用 金	572,804
そ の 他 資 産	106,220	外 国 為 替	657
有 形 固 定 資 産	142,265	社 債	90,000
無 形 固 定 資 産	6,095	そ の 他 負 債	87,068
繰 延 税 金 資 産	61,179	退 職 給 付 引 当 金	551
支 払 承 諾 見 返	117,504	利息返還損失引当金	1,116
貸 倒 引 当 金	△ 107,257	睡眠預金払戻損失引当金	2,728
		その他の偶発損失引当金	922
		再評価に係る繰延税金負債	32,154
		支 払 承 諾	117,504
		負 債 の 部 合 計	8,462,845
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	82,329
		資 本 剰 余 金	60,587
		利 益 剰 余 金	243,643
		株 主 資 本 合 計	386,560
		その他有価証券評価差額金	38,261
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△12,221
		土 地 再 評 価 差 額 金	46,313
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	72,353
		少 数 株 主 持 分	51,839
		純 資 産 の 部 合 計	510,753
資 産 の 部 合 計	8,973,598	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	8,973,598

中間連結損益計算書 (平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)

(単位: 百万円)

科 目	金 額	
経常収益		88,765
資金運用収益	66,849	
(うち貸出金利息)	(55,661)	
(うち有価証券利息配当金)	(10,206)	
役務取引等収益	14,951	
特定取引収益	49	
その他業務収益	6,165	
その他経常収益	748	
経常費用		64,083
資金調達費用	10,239	
(うち預金利息)	(3,807)	
役務取引等費用	6,010	
その他業務費用	403	
営業経費用	39,703	
その他経常費用	7,725	
経常利益		24,682
特別利益		1,656
償却債権取立益	1,656	
特別損失		303
固定資産処分損失	71	
減損損失	167	
その他の特別損失	63	
税金等調整前中間純利益		26,035
法人税、住民税及び事業税	814	
法人税等調整額	10,003	
法人税等合計		10,817
少数株主損益調整前中間純利益		15,217
少数株主利益		992
中間純利益		14,225

中間連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 13 社
会社名

福銀オフィスサービス株式会社
福銀事務サービス株式会社
福銀不動産調査株式会社
ふくおか債権回収株式会社
Fukuoka Preferred Capital Cayman Limited
Fukuoka Preferred Capital 2 Cayman Limited
株式会社 F F G カード
株式会社 F F G ビジネスコンサルティング
福岡コンピューターサービス株式会社
ふくぎん保証株式会社
一般社団法人ふくおか・アセット・ホールディングス
有限会社マーキュリー・アセット・コーポレーション
有限会社ジュピター・アセット・コーポレーション

なお、ファミリーカード株式会社及びしんわディーシーカード株式会社は株式会社 F F G カードに吸収合併されたことにより、親和コーポレート・パートナーズ株式会社は清算により、当中間連結会計期間より連結の範囲から除外しておりますが、合併、清算までの損益計算書については連結しております。

- ② 非連結の子会社及び子法人等は該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等は該当ありません。
② 持分法適用の関連法人等 3 社
会社名

前田証券株式会社
九州技術開発1号投資事業有限責任組合
成長企業応援投資事業有限責任組合

- ③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は該当ありません。
④ 持分法非適用の関連法人等は該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9 月 末 日 8 社
7 月 25 日 2 社
12 月 末 日 3 社

- ② 12 月末日を中間決算日とする連結される子会社及び子法人等については、9 月末日現在で実施した仮決算に基づく中間財務諸表により、またその他の連結される子会社及び子法人等については、それぞれの中間決算日の中間財務諸表により連結しております。

中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

会計処理基準に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～50年
その他	2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、主として当行と同様の処理を行っております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、原則としてリース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のおお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者等で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間におけるデフォルト件数から算出したデフォルト率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は71,491百万円であります。

その他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金については、貸倒実績率等に基づく処理を行っております。

(6) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。なお、当行は、当中間連結会計期間末において、年金資産の額が、退職給付債務から未認識項目の合計額を控除した額を超過しているため、前払年金費用として中間連結貸借対照表の「その他資産」に計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	発生年度に全額を処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

(7) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息等の返還請求に備えるため必要な額を計上しております。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金に関して、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

(9) その他の偶発損失引当金の計上基準

その他の偶発損失引当金は、業務上発生する可能性のある偶発損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

(10) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(11) リース取引の処理方法

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の貸借取引に準じた会計処理によっております。

(12) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(13) 消費税等の会計処理

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(資産除去債務に関する会計基準)

当中間連結会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び（「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、経常利益は8百万円減少、税金等調整前中間純利益は57百万円減少しております。

(持分法に関する会計基準)

当中間連結会計期間から「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号平成20年3月10日公表分）及び（持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い）（実務対応報告第24号平成20年3月10日）を適用し、連結決算上必要な修正を行っておりますが、これによる中間連結財務諸表に与える影響はありません。

表示方法の変更

(中間連結損益計算書関係)

当中間連結会計期間から「銀行法施行規則等一部を改正する内閣府令」（内閣府令第41号平成22年9月21日）により改正された「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式を適用し、「少数株主損益調整前中間純利益」を表示しております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式(及び出資金)総額(連結子会社及び連結子法人等の株式(及び出資金)を除く) 2,698百万円

2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に合計192,939百万円含まれております。

無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券及び現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は409,734百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは45,704百万円であります。

3. 貸出金のうち、破綻先債権額は5,690百万円、延滞債権額は124,437百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は312百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は36,543百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は166,984百万円であります。

なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、40,354百万円であります。

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	2,454百万円
有価証券	824,811百万円
その他資産	85百万円

担保資産に対応する債務

預金	35,081百万円
債券貸借取引受入担保金	21,591百万円
借入金	486,900百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券289,708百万円、その他資産12百万円を差し入れております。

関連法人等の借入金等にかかる担保提供資産はありません。

また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は8百万円、保証金は1,696百万円あります。

なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。

9. 当座貸越契約及び貸付金等に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、2,417,482百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が2,283,787百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める算定方法に基づき、地価税法に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額（路線価）を基準として時価を算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 34,463百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額 56,675百万円

12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金80,000百万円が含まれております。

13. 社債は、期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）90,000百万円であります。

14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は26,834百万円であります。

15. 1株当たりの純資産額 620円19銭

16. 銀行施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率 12.74%

(中間連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常費用」には、貸倒引当金繰入額 6,332 百万円を含んでおります。
2. 1 株当たり中間純利益金額 19 円 22 銭

(金融商品関係)

○金融商品の時価等に関する事項

平成 22 年 9 月 30 日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません ((注 2) 参照)。

(単位：百万円)

	中間連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	221,774	221,774	△0
(2) コールローン及び買入手形	—	—	—
(3) 買入金銭債権 (*1)	82,699	83,025	325
(4) 特定取引資産			
売買目的有価証券	2,383	2,383	—
(5) 有価証券			
満期保有目的の債券	137,412	150,232	12,820
その他有価証券	1,750,936	1,750,936	—
(6) 貸出金	6,429,650		
貸倒引当金 (*1)	△105,907		
	6,323,742	6,467,334	143,592
(7) 外国為替 (*1)	6,180	6,184	3
資 産 計	8,525,129	8,681,870	156,741
(1) 預金	7,135,919	7,139,024	3,104
(2) 譲渡性預金	322,586	322,724	137
(3) コールマネー及び売渡手形	77,235	77,251	15
(4) 債券貸借取引受入担保金	21,591	21,580	△11
(5) 借入金	572,804	575,558	2,753
(6) 外国為替	657	657	—
(7) 社債	90,000	90,641	641
負 債 計	8,220,795	8,227,437	6,642
デリバティブ取引 (*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	4,957	4,957	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(33,633)	(33,633)	—
デリバティブ取引計	(28,675)	(28,675)	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権、外国為替に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(*2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、個々の取引から発生する将来キャッシュ・フローを見積もり、期間別の無リスクの市場利子率に、内部格付に準じた債務者区分ごとの予想損失率に基づく信用リスク要因等を上乘せした利率で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) コールローン及び買入手形

これらのうち、有担保取引については、ほとんどの部分が担保により信用リスクが相殺されているため、個々の取引から発生する将来キャッシュ・フローを見積もり、期間別の無リスクの市場利子率で割り引いた現在価値を算定しております。また無担保取引については、個々の取引から発生する将来キャッシュ・フローを見積もり、期間別の無リスクの市場利子率に、内部格付に準じた債務者区分ごとの予想損失率に基づく信用リスク要因等を上乘せした利率で割り引いた現在価値を算定しております。

(3) 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、満期のあるものについては、個々の取引から発生する将来キャッシュ・フローを見積もり、期間別の無リスクの市場利子率に、内部格付に準じた債務者区分ごとの予想損失率に基づく信用リスク要因等を上乘せした利率で割り引いた現在価値を算定しております。また満期のないものについては、信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 特定取引資産

トレーディング目的で保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表された基準価格によっております。但し、債券のうち、取引所の価格及び取引金融機関から提示された価格のいずれも取得できないものについては、個々の取引から発生する将来キャッシュ・フローを見積もり、期間別の無リスクの市場利子率に、内部格付に準じた債務者区分ごとの予想損失率に基づく信用リスク要因等を上乘せした利率で割り引いた現在価値を算定しております。将来キャッシュ・フローの見積もりは、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映するため、次の金利期日を満期日とみなしております。

自行保証付私募債は、個々の取引から発生する将来キャッシュ・フローを見積もり、期間別の無リスクの市場利子率に、内部格付に準じた債務者区分ごとの予想損失率に基づく信用リスク要因等を上乘せした利率で割り引いた現在価値を算定しております。将来キャッシュ・フローの見積もりは、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映するため、次の金利期日を満期日とみなしております。

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間連結会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格等をもって中間連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は8,497百万円増加、「繰延税金資産」は3,432百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は5,064百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来のキャッシュ・フローを、国債の利回り曲線に基づく割引率を用いて割引くことにより算定しており、国債の利回りが主な価格決定変数であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(6) 貸出金

貸出金については、個々の取引から発生する将来キャッシュ・フローを見積もり、期間別の無リスクの市場利子率に、内部格付に準じた貸出金の種類及び債務者区分ごとの予想損失率に基づく信用リスク要因等を上乗せした利率で割り引いた現在価値を算定しております。将来キャッシュ・フローの見積もりは、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映するため、次回の金利期日を満期日とみなしております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

(7) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）、輸出手形・旅行小切手等（買入外国為替）、輸入手形による手形貸付（取立外国為替）であります。これらのうち、外国他店預けについては、満期のない預け金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、買入外国為替及び取立外国為替については、個々の取引から発生する将来キャッシュ・フローを見積もり、期間別の無リスクの市場利子率に、内部格付に準じた債務者区分ごとの予想損失率に基づく信用リスク要因等を上乗せした利率で割り引いた現在価値を算定しております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを見積もり、新規に預金を受け入れる際に使用する利率で割り引いた現在価値を算定しております。

(3) コールマネー及び売渡手形、及び(4) 債券貸借取引受入担保金

これらは、個々の取引から発生する将来キャッシュ・フローを見積もり、期間別の無リスクの市場利子率に、市場価格のある社債等から推定される当行の信用リスク要因等を上乗せした利率で割り引いた現在価値を算定しております。

(5) 借入金

借入金については、個々の取引から発生する将来キャッシュ・フローを見積もり、期間別の無リスクの市場利子率に、市場価格のある社債等から推定される当社の信用リスク要因等を上乗せした利率で割り引いた現在価値を算定しております。将来キャッシュ・フローの見積もりは、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映するため、次回の金利期日を満期日とみなしております。

(6) 外国為替

外国為替は、他の銀行から受け入れた外国為替資金決済のための預り金及び非居住者円預り金（外国他店預り）、売り渡した外国為替のうち支払銀行等への代り金の支払いが未了の外国為替（売渡外国為替）、支払いのために仕向けられた外国為替のうち顧客への代り金の支払いが未了の外国為替（未払外国為替）であります。これらは、満期のない預り金、又は外国為替であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(7) 社債

当行の発行する社債の時価は、市場価格があるものは市場価格によっております。市場価格のないものは、個々の取引から発生する将来キャッシュ・フローを見積もり、期間別の無リスクの市場利率に、市場価格のある社債等から推定される当行の信用リスク要因等を上乘せした利率で割り引いた現在価値を算定しております。将来キャッシュ・フローの見積もりは、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映するため、次回の金利期日を満期日とみなしております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）、債券関連取引（債券先物、債券先物オプション等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(5)有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	中間連結貸借対照表計上額
子会社及び子法人等株式並びに関連法人等株式（*1）	2,698
その他有価証券	
① 非上場株式（*1）（*2）	7,973
② 非上場外国証券（*1）	30
③ 投資事業有限責任組合等（*3）	5,471
合計	16,174

（*1）子会社及び子法人等株式並びに関連法人株式、その他有価証券のうち非上場株式及び非上場外国証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（*2）当中間連結会計期間において、非上場株式について68百万円減損処理を行っております。

（*3）投資事業有限責任組合等のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、並びに「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券（平成 22 年 9 月 30 日現在）

	種類	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	110,231	121,418	11,186
	社債	27,180	28,814	1,634
	その他	44,706	44,858	151
	小計	182,119	195,091	12,972
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	5,678	5,673	△5
	小計	5,678	5,673	△5
合計		187,797	200,764	12,966

2. その他有価証券（平成 22 年 9 月 30 日現在）

	種類	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	53,105	27,399	25,705
	債券	1,352,037	1,315,287	36,750
	国債	752,674	733,068	19,606
	地方債	22,039	21,022	1,017
	社債	577,322	561,196	16,126
	その他	209,533	198,267	11,266
	小計	1,614,675	1,540,953	73,722
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	18,014	24,504	△6,490
	債券	30,833	30,902	△68
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	30,833	30,902	△68
	その他	87,412	90,480	△3,067
	小計	136,260	145,887	△9,626
合計		1,750,936	1,686,840	64,095

3. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、232 百万円（うち、株式 12 百万円、債券 220 百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に以下のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落又は、時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移等

なお、破綻先とは、破産、特別清算、手形取引所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社であります。要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(金銭の信託関係)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総資産に占める割合が僅少であるため、記載を省略しております。